

土砂の採取及び埋立てを行う
土地所有者・事業者等の皆様へ

日進市土砂の採取及び
埋立てに関する条例
(通称：埋立て条例)

平成22年7月1日施行
(平成22年7月1日以後に手続条例に基づく
事業協定を締結する事業が適用となります。)

事業の事前明示から事業協定の締結まで、おおむね1ヶ月半から2ヶ月の期間を要しますのでご承知ください。

条例の概要は次のとおりです。

令和2年4月
日進市

●埋立て条例を制定(平成22年7月1日から施行)

日進市は、土砂の採取及び埋立てに伴う土壌の汚染及び災害を防止し、市民生活の安心安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的に「日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例」(通称:埋立て条例)を平成21年12月24日に制定しました。

内容は、平成18年4月1日から施行しています日進市開発等事業に関する手続条例の手続きに加え、事業者が埋立てに使用する土砂の事前調査とその報告を行っていただき、土砂の状態が基準に適合しない場合は、事業を行うことができないものと規定しました。また、埋立て期間中も、3ヶ月に1回の事業区域の土壌の調査及び1ヶ月に1回の事業区域から排出される排水の水質検査と、その報告を併せて行っていただきます。

この条例は、日進市開発等事業に関する手続条例に規定する事業協定の締結が平成22年7月1日以後になる事業に適用されます。なお、事業の明示から事業協定の締結まで、おおむね1ヶ月半から2ヶ月の期間を要しますのでご承知ください。

土地所有者や事業者等の皆様には、条例の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

用語の説明

- 土砂 鉱業法、砂利採取法等に規定する鉱物、砂、その他これらに準ずるもの。
- 土砂の採取 土砂を利用するために土地を掘削する行為又は土地利用に伴う土砂を他の土地に移動する行為をいいます。
- 埋立て 土砂による土地の埋立て、盛土又は堆積を行う行為をいいます。
- 事業 適用事業は、事業区域の面積が500㎡以上(500㎡未満であっても、同一事業者が過去3年以内に隣接又は近接地で行った事業と併せて500㎡以上となる場合は適用となります。)又は土砂の容積が500m³以上の土砂の採取及び埋立てとします。

※該当する事業であっても適用しない事業

- ① 市が行う事業
 - ② 都市計画事業等として行われる事業
 - ③ 災害のために必要な応急措置として行われる事業
 - ④ 通常の管理行為、軽易な行為等として行われる事業
- ※①～④は、日進市開発等事業の関する手続条例自体の適用を受けないものです。(埋立て条例の制定に関連した適用事業の変更はありません。)
- ⑤ 国等が行う事業
 - ⑥ 住宅等の建築を目的とする宅地開発事業
 - ⑦ 次の農地の改良事業
 - 1m以内の盛土
 - 掘削の深さが0.6m以内の耕作土の入替え
 - ⑧ 駐車場及び資材置場その他の土地の造成をする事業(市街化調整区域内においては、駐車場及び資材置場その他の土地の造成で、その施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業に限る。)
 - ⑨ 鉱業法、採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された販売目的の土砂を一時的に堆積する事業
 - ⑩ 製品の製造、加工に係る施設内において、当該製品の原材料となる土砂を堆積する事業
 - ⑪ 事業区域外に持ち出すことなく、事業区域内において発生した土砂のみを用いて土地の造成を行う事業
- ※⑤～⑪は、埋立て条例のみ適用を受けないものです。(手続条例適用有。)

●土地所有者の皆様へ

適正な事業を確保するためには、事業者による適切な施工管理が不可欠ですが、事業者と土地所有者の連携も必要となります。

このため、この条例では、事業者に土地を提供するときは、その土地所有者に対し、次の責務が生じます。

土地所有者の皆様は、次の内容を十分ご理解いただき、適正な事業の確保にご協力ください。

土地所有者の責務

- 土壤の汚染及び災害を防止するために、必要な措置が講じられている適切な事業であるか否かを確認するよう努めること。
- 事業者が土壤の汚染及び災害を防止するために必要な措置を講じない場合は、事業者に代わりその措置を講じるよう努めること。

●事業者の皆様へ

事業者の責務

- 土壤の汚染及び災害を防止するために、必要な措置を講ずること。
- 埋立てに使用する土砂の汚染状況を常時確認し、土壤汚染を発生させないこと。

事業者は、事業を行おうとするときは、法令に基づく許可等の申請の前に、日進市開発等事業に関する手続条例に規定する事業協定を市長と締結する必要があります。また、事業施工中は事業区域の土壤の汚染や排水の水質の状況について定期的に報告する必要があります。

事業の実施にあたり必要となる日進市開発等事業に関する手続条例及び埋立て条例の主な手続きは次のとおりです。

事業の明示及び事業計画概要書の作成、協議、提出

- 1) 事業計画概要書の作成に当たっては、付近見取図、事業予定地、事業内容の分かる図書を市長に提示し、明らかにすること。(事業の明示)
- 2) 事業を行おうとするときは、事業計画概要書に以下の図書を添付し、市長と協議すること。また、併せて公開用の図書の提出も必要となります。
 - 付近見取図
 - 事業区域周辺を含む公図の写し及び隣接地を含む土地所有者を記した図書
 - 事業予定地の所有者の意思が確認できる書類
 - 現況、造成計画平面・断面図 ○ 排水、復旧計画図(植栽、法面の処理等)
 - 搬入搬出土の土量計算書 ○ 土砂の取得先及び土砂の種類を示す書類
 - 関係課協議書 ○ 近隣住民及び周辺住民の周知区域図
 - 木竹の処分方法及び搬出先を示す書類、流量調整対策を示す書類(事業内容に応じて、提出を求める場合があります。)

安全対策計画書の提出(事業計画概要書と同時提出が可能です。)

1)事業を行おうとするときは、工事中の騒音、振動の防止、工事用車両の安全対策その他住環境を害さないための必要な措置について定めた安全対策計画書に以下の図書を添付し、市長と協議すること。また、併せて公開用の図書の提出も必要となります。

- 工事の工程表
- 工事の作業予定時間計画
- 工事車両の運行計画
- 工事中の安全警備計画
- 工事中の騒音及び振動の防止対策計画
- 周囲の工作物、井戸水の利用状況等についての調査状況及び損害発生時における対応方法
- 侵入防止柵の設置計画図及び構造図
- 沈砂池平面、断面図及び構造図
- 関係課協議書

周辺住民等への周知

- 1)事業周知看板の設置。
- 2)近隣及び周辺住民(事業区域から50mの範囲)への事業計画等の説明。

周辺住民等からの要望があった場合に対する対応

- 1) 市長から請求があった場合における説明会の開催。
- 2) 事業計画、安全対策計画に関する要望書に対する対応(回答書の作成等)。

事前協議書の提出

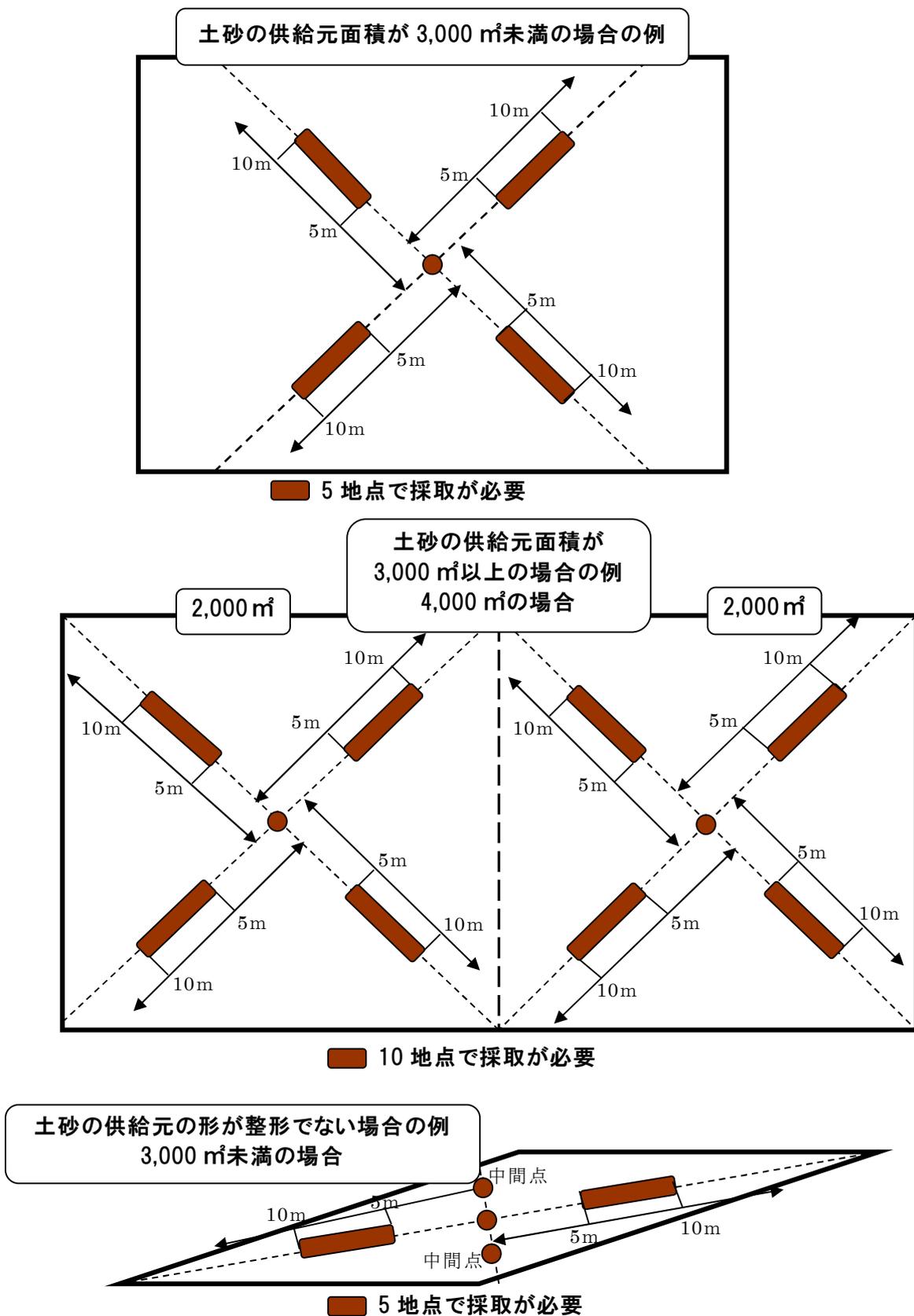
1)前記までの手続きを経た事業者は、事前協議書に以下の図書を添付し、市長と協議すること。また、併せて公開用の図書の提出も必要となります。

- 事業計画概要書との変更点の分かる図書
- 事業区域の確定図の写し
- 隣接地の所有者(ため池の埋立ての場合は受益地の所有者を含む。)の同意を確認できる書類
- 土砂等搬入搬出車両一覧表

■埋立て条例で必要となったものです。

- 土砂の搬入計画書
- 土砂供給元証明書
- 土砂の取得から処分までの経過を示した図
- 土壌の調査(水質検査)試料採取報告書及び地質分析結果証明書(土砂の供給元が採石法又は砂利採取法の認可を得た採取場である場合は、土砂売渡・譲渡証明書に代えられます。また、国、地方公共団体が行う公共事業が、土砂の供給元となる場合は省略することができます。)。なお、土砂の採取方法は図1のとおりです。

図 1



- ※ 供給元が、複数の場合は、供給元ごとに調査が必要です。
- ※ 事業区域の土壌の調査についても、上記の方法により実施してください。

事業協定の締結

1)事業が以下の基準に適合し、適当であると市長が認めた場合は、市長と事業者は事業協定を締結します。

■日進市開発等事業に関する手続条例に係る開発等事業(土地の用途又は区画形質の変更)に関する基準等規則に規定する次の事項に適合していること。

○掘削は階段式、傾斜式又は平面式工法であること。○掘削の角度は安定勾配で施工すること。○掘削の高さ又は深さが5mを超えるときは、5mごとに1m以上の小段を設けること。○土砂を一時的に堆積する場合の高さは、周辺への影響を与えない高さまでとすること。

○隣接地との境界杭の保全に万全を期すること。

○侵入防止対策、道水路の保護及び破損時の補修、大型車両の通行制限、通学路の安全確保、騒音振動及び土砂の流出の防止等安全対策は日進市開発等事業に関する手続条例に係る開発等事業(土地の用途又は区画形質の変更)に関する基準等規則の規定を遵守すること。

○各事業に応じ日進市開発等事業に関する手続条例に係る開発等事業(土地の用途又は区画形質の変更)に関する基準等規則の規定を遵守すること。

■埋立て条例に規定する次の事項に適合していること。

○土砂の性質が、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)に掲げる第1種、第2種又は第3種建設発生土に該当すること。

○土壌の調査の測定数値は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)の環境上の基準に準じて規定した基準が守られていること。

法令に基づく許可等の必要がある場合は、事業協定の締結後、申請を行ってください。

事業着手

1)事業協定の締結後でなければ事業に着手することはできません。

2)着手しようとするものは、着手届を市長に提出すること。

3)事業計画看板を設置し、看板設置届を市長に提出すること。

事業区域内での土壌の調査、水質検査

■埋立て条例で必要となったものです。

1)埋立て期間中の3ヶ月に1回、事業区域の土壌の調査を別図1により実施し(土砂の採取は市職員立会いのもと)、市長に報告すること。

2)埋立て期間中の1ヶ月に1回、事業区域から事業区域外へ排出される排水の水質検査を実施し(排水の採取は市職員立会いのもと)、市長に報告すること。

周辺住民等からの要望があった場合に対する対応

- 1) 工事施工に関する要望書に対する対応（回答書の作成等）。

事業変更等の手続

- 1) 事業の廃止、変更する場合は周辺住民等への周知、書類の提出等の手続を行うこと。

事業完了

- 1) 事業者は、事業を完了したときは、完了届に以下の図書を添付し、市長に提出し、完了検査を受けること。
 - ・毎日の土砂の搬入量及び取得先を明らかにした書類
 - ・復旧状況を地権者が確認したことを証する書類
 - ・道路・水路の破損に伴う補修状況報告書

事業完了後

- 埋立て条例で新たに規定された事項です。
- 1) 事業完了後において、事業区域の周辺で地下水に異常が発生した場合、市長の請求により事業者は、地下水の水質の検査を実施すること。
- 事業に違反等があった場合は、事業者又は工事施行者に対し、勧告、命令、公表、罰則(最高6ヶ月以内の懲役又は50万円以下の罰金)の適用があります。

【問合せ先】

このパンフレットは、条例の内容をできるだけ分かりやすく説明するため、詳細な規定は省略しています。

事業の計画や実施に当たって、ご不明な点などありましたら、日進市のホームページのトップページ■「日進市開発等事業に関する手続条例」■「農政課」のいずれかからご覧いただくか、次の問い合わせ先までご連絡ください。

日進市 産業政策部 農政課
TEL:0561-73-2197 FAX:0561-73-1871
E-mail:nousei@city.nisshin.lg.jp

「日進市開発等事業に関する手続条例」
 「日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例（埋立て条例）」

の手続き概略

